

○寒川町がん患者ウィッグ購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がん患者に対し、がんの治療に伴う脱毛症状の悩みに対処する目的で購入するウィッグ(以下「ウィッグ」という。)の購入費用の一部を助成することにより、その経済的負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図り、もって就労、社会参加等を支援することを目的とする。

2 寒川町がん患者ウィッグ購入費助成金(以下「助成金」という。)の交付については、寒川町補助金の交付等に関する規則(昭和50年寒川町規則第7号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) ウィッグを購入した日から助成金の交付申請を行う日までの間、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本町の住民基本台帳に引き続き記録されている者
- (2) がんと診断され、その治療を受けた又は現に受けている者で、脱毛に対処するためウィッグを購入した者
- (3) 本事業、他の助成制度等において、ウィッグの購入費用の助成等を受けていない者
- (4) 寒川町財務規則(昭和40年寒川町規則第1号)第36条第2項第1号から第7号に規定する町の歳入に滞納がない者

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、ウィッグ(ウィッグ装着時に皮膚を保護するネット代を含む。)の購入費(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

(助成額及び助成回数)

第4条 助成額は、助成対象経費に10分の9を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)又は30,000円のいずれか低い方の額とする。

2 助成回数は、助成対象者1人につき1回に限る。

(助成の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、寒川町がん患者ウィッグ購入費助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、助成対象経費を支払った日の翌日から1年以内の日までに町長に申請するものとする。

- (1) 脱毛の副作用があるがん治療を受けていることを証する書類
- (2) ウィッグの購入年月日及び購入金額を証する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 助成対象者が未成年の場合は、その保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該助成対象者を現に監護する者をいう。)が当該助成対象者に代わり助成金の交付を申請するものとする。

(助成の決定等)

第6条 町長は、前条第1項又は同条第2項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付の可否を決定したときは、寒川町がん患者ウィッグ購入費助成金交付・不交付決定通知書(第2号様式)により前条第1項又は同条第2項の規定による申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し及び返還)

第7条 町長は、助成金の交付決定を受けた者が偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたときは、当該交付決定の取消し及び返還を命じるものとし、寒川町がん患者ウィッグ購入費助成金取消通知書兼返還請求書(第3号様式)により、申請者に通知及び請求するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。